

酒田地先の漁業について

1. 目的

酒田市の北に隣接する遊佐町においては、風況や海底地質も含めた海域環境に恵まれていることから、今後の洋上風力発電の事業化に高い関心が寄せられている。このため、海の利活用に関心のある関係者に対して、遊佐の漁業実態について理解を深めてもらうことを目的に、名古屋大学の研究者が平成 29 年に遊佐地先の共同漁業権区域内における漁業実態調査を行い、とりまとめている¹⁾。

風況や海底地質については、酒田地先の状況も遊佐地先に類似しており、遊佐地先同様、洋上風力発電の候補地として関心が示される可能性が高いと考えられることから、先行して行われた遊佐地先の実態調査を参考に、酒田地先の漁業実態を取りまとめるものである。

2. 酒田の海域環境

酒田の海岸線は南北に約 21 km で、遊佐町との境界から鶴岡市との境界までそのほとんどが砂浜で形成されている。共同漁業権漁場である岸から 4 km 沖までの底質は砂質～砂泥質であり、等深線が海岸線とほぼ平行、等間隔に走っており、岸から約 1,000m 離れるごとに水深は約 10m ずつ深くなっている。

また、海流は酒田地先でも年間を通して南から北へ向かう流れが卓越している。

酒田地先の海上風況については、年間平均風速が毎秒 7m 強で、冬季には日本海特有の風速毎秒 8m を超える北西の強風が吹く²⁾。

酒田市浜中沖の水深 30～40m の地点には、2～3 つの天然礁があり、漁業者は礁のことを「くり」と呼んでいる。また、酒田の共同漁業権区域内には二つの人工礁(増殖場)が存在しており、これらは、ヒラメやマダイなどの幼稚仔が生育する場として、山形県が整備したものである。

3. 酒田の漁業実態

(1) 遊佐と酒田の入会漁場について

海共第 2 号共同漁業権(漁業法上、漁場が属すると認められる関係地区は^{3) 4)}、飛島を除く酒田市と遊佐町⁵⁾) 区域内においては、両地区の漁業者間で酒田、遊佐地区入会漁場協定書により入会して操業を行っている。入会して操業するに至った経緯としては、現在の山形県漁協合併前の旧漁協における免許実態⁶⁾⁷⁾によるものと考えられる。

昭和 38 年 9 月 1 日から昭和 48 年 8 月 31 日までの免許において、現在の海共第 2 号(山形県と秋田県の境界から鶴岡市と酒田市の境界までの区域)は、吹浦漁協の海共第 2 号及び四ヶ浦漁協の海共第 3 号に分かれていた。その後、昭和 40 年 7 月に 8 つの単協が合併し 1 県 1 漁協となったこともあり、昭和 48 年 9 月の免許切替えにあたり、県は「漁場の位置及び区域」を行政区で区分する案を提示したが、漁場面積が狭くなるとの理由から、旧 3 号海区を漁場にしていた酒田地区の漁業者が反対し、その折衷案として、旧 2 号と旧 3 号を統合し現 2 号の免許とすることとなった。このような経過があり、2 号海区においては、酒田及び遊佐の漁業者団体間で「入会漁場操業協定書」を締結し以下のような区分で入会して操業している(別添 1 参照)。

- ①遊佐の漁業者の専属漁場(別添 1 の北側の黄色点線以北の海域)
- ②酒田の漁業者の専属漁場(同、南側の黄色点線以南の海域)
- ③遊佐と酒田の刺し網漁業者の入会漁場(同、黄色点線で囲まれる海域)

(2) 遊佐と酒田の漁業者の入会漁場 上記(1)の③の「入会漁場」の中には、次の 2 種類の入会漁場が存在する。

- ③の 1 山形県知事の許可制となっているきすさし網漁業の入会漁場
(別添 1 の黄色点線で囲まれた海域)
- ③の 2 同県知事の免許制となっている共同漁業の入会漁場(同、赤色点線で囲まれた海域)

(3) 酒田漁場の漁業実態

以下の漁業実態は、海共第 2 号共同漁業権区域内のうち、上記(1)の②及び③の漁場(以下「酒田漁場」という。)における「酒田及び遊佐の漁業者」の実態をとりまとめである(別添 2-1, 2-2 及び別添 3)。このため、①の漁場における「遊佐の漁業者」の実態や「酒田漁場」の沖で操業する酒田の漁業者等の小型機 船底びき網やごち網漁業等の実態は盛り込んでいない。

[漁具漁法、漁船及び漁業経営体数]

現在、酒田漁場には浮刺網をはじめ 15 種類の漁具・漁法⁸⁾の実態がある(別添 2-1 及び別添 4 参照)、酒田漁場で操業を行う漁船の数は、65 隻あり、漁業経営体数は 65 である。

[漁業の権利主体と漁場利用の特性]

酒田漁場で操業する漁業については、

- ① 漁業法に基づく共同漁業に係る知事免許漁業(漁業権)⁵⁾⁹⁾
- ② 山形県海面漁業調整規則に基づく知事許可漁業¹¹⁾
- ③ 国又は県の免許・許可制の対象外である自由漁業

の3種類が存在する(別添2-1参照)。

①の知事免許漁業における権利主体は、山形県知事から共同漁業権の免許を受けた山形県漁協(ただし、漁協は漁業権管理のみを行い、漁業の行使者は酒田地区の漁協組合員)である。②の知事許可漁業における権利主体は、許可を受けた個人であって、山形県漁協ではない。③の自由漁業は、行政による免許・許可を要しない漁業であり、個々の者が漁業を自由に営んでいる(知事許可漁業や自由漁業を営む個々の者と山形県漁協との関係については、個々の者は漁協に任意加入する組合員で、漁協の一出資者である)。共同漁業権区域内では、漁業権に基づく共同漁業のみが独占排他的に漁業を行っているような印象を一般的に持たれる場合があるが、知事許可漁業、自由漁業も同区域内で重疊的に輻輳して操業を行っていることに留意する必要がある。

酒田漁場では、知事許可漁業として、きすさし網、小型機船底びき網の2種類が、自由漁業として底延縄、浮延縄、曳縄釣、竿釣・手釣、火光釣の5種類の漁業実態がある。

[主な漁獲物と操業時期]

酒田漁場及び酒田港内では、まだい・ちだい、ひらめ、かれい、ぶり・いなだ、さくらます、しろさけ、たこ、ばい、こたまがい、いわがきが代表的な漁獲物である。

主操業時期は、漁獲される魚によっても異なる。酒田の漁業者の年間の操業日数は平均的に100日程度である。

[主漁場と水深、漁場占有]

酒田の代表的な漁法である浮刺網、底刺網、壺・箱、籠が良く使う漁場は、15~30mの水深帯であり、この水深帯に漁具を固定し、漁場を占有する。浮刺網や底刺網は、1経営体当たりの敷設する漁具の規模も大きく、漁業経営体の数も他の漁法と比較して多いため漁場占有の程度は大きい(浮刺網を営む漁業経営体は31あり、1経営体当たり1網の長さが約40~60mの網を3~4網を1組とし、通常2組を海中に敷設。底刺網は11経営体あり、1経営体当たり1網の長さが約60mの網を15網1組とし、通常4組を海底に敷設)。

海藻や貝類等（あわび、さざえ、いわがき等）を漁獲する雑漁具や簡易潜水器等の漁法は、遊佐町との境界から南側の岸沿いの岩礁及び酒田港本港地区や北港地区周辺海域の 5m 以浅の水深帯で営まれている。酒田漁場全体に占める漁場占有の程度は小さく酒田地区の漁業経営体の数としては約 8 名であるが、本港地区及び北港地区周辺では遊佐町の漁業経営体も操業している実態があり、当該漁場を利用している遊佐地区の漁業者は 12 名である。

知事許可漁業の小型機船底びき網及びきすさし網、自由漁業の曳縄釣、竿釣・手釣及び火光釣の漁法は、3～40m の水深帯の酒田漁場内を漁船で移動しながら操業をするため、漁具を漁場に固定したり、敷設したりはしない。操業は比較的広範囲に展開し、漁業経営体の数は約 30 名である（別添 3 を参照）。

[遡河性魚種の伝統的漁獲]

酒田漁場において、酒田の漁業者は、主に浮刺網の固定漁具による漁法で伝統的にしろさけ、さくらますを漁獲している。酒田には、最上川と赤川の 2 つの河口があり、両河川の河口域は、山形県海面漁業調整規則により、網漁具による水産動植物の採捕禁止区域及び期間が定められている¹⁰⁾（別添 3）。

しろさけ、さくらます等、川と海を行き来する遡河性魚種のふ化放流等、増殖事業に取り組んでいる組織としては、最上川水系には、両羽漁協、最上川第八漁協、最上漁協、最北中部漁協、小国川漁協、丹生川漁協、最上川第二漁協、最上川第一漁協、西置賜漁協、県南漁協、清川鮭増殖漁業生産組合、角川流域鮭人工ふ化組合、村山市富並川鮭鱒増殖組合の 13 法人、赤川水系には赤川漁協、赤川鮭漁業生産組合の 2 法人がある¹¹⁾。

酒田の漁業者は、ふ化放流に取り組んでいる漁業生産組合等の関係団体で組織される山形県鮭人工孵化事業連合会に対して、一定額をふ化放流事業の協力金として負担している。なお、漁業生産組合とは、水産業協同組合法を根拠として設立される「漁業及びその附帯事業」を行う法人である¹²⁾。

[養殖]

冬場の厳しい気象条件もあり、酒田の海面において、養殖業（知事免許による区画漁業権の設定）の着業実態はない。

[遊漁]

「漁業を営む行為」ではないが、酒田地先の岸から約 4,000m 沖合の共同漁業権区域の内外では春から秋にかけて、くろまぐろ、ぶり・わらさ、ひらめ、まだい・ちだい、きす、あじ等を採捕する釣り人による遊漁の実態がある。

4. まとめ

- ・海共第 2 号共同漁業権区域内の「酒田漁場」における「酒田の漁業者」の漁業実態をとりまとめた。
- ・酒田漁場の底質はほとんどが砂質～砂泥質とみられ、漁場内には県が整備した 2 つの増殖場と 2～3 つの小さな天然礁がある。
- ・岸から約 1,000m 沖合の水深は約 10m、更に 1,000m 離れるごとに 10m ずつ深くなり、共同漁業権沖出し 4,000m の水深は約 40m である。
- ・遊佐と酒田の漁業者団体による入会協定により、酒田の漁業者の専属漁場は、北緯 38 度 57 分 53.5 秒東経 139 度 44 分 37.1 秒の点付近から北緯 38 度 56 分 46.9 秒東経 139 度 49 分 4.7 秒の点付近に至る直線以南で鶴岡市と酒田市の境界に至る海域であるⁱ。
- ・酒田漁場では、浮刺網をはじめ 15 種類の漁具・漁法の実態があり、同漁場で操業する漁船隻数は 65 隻、漁業経営体数は 65 である。
- ・酒田を代表する浮刺網、底刺網、箆は第二種共同漁業、壺・箱は第一種共同漁業であり、知事の免許を受けた山形県漁協が権利主体である。
- ・酒田の代表的な漁獲物は、まだい・ちだい、ひらめ、かれい、ぶり・いなだ、さくらます、しろさけ、たこ、ばい、こたまがい、いわがきである。
- ・主漁場の水深帯は、汀線～30m である。これら以外に、漁具は固定しないが、漁場内を漁船で広範囲に動き回って操業を行う漁業が存在する。
- ・酒田の漁業者は、日向川、最上川、赤川等のふ化放流事業によって支えられているしろさけ、さくらますを伝統的に漁獲している。
- ・このレポートは、山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課が漁業関係者の協力を得て実施した聴取調査を基本として、平成 29 年に名古屋大学の研究者が実施した遊佐町の漁業実態調査を参考に、公表されている公的機関の資料で補完しつつとりまとめたものである。

ⁱ 位置座標に「付近」との表現を使っている理由については、協定中の位置表示がロラン (long range navigation) C であったため、日本測地系座標の読み取りを経て、世界測地系座標に変換したことによる誤差を踏まえたことによるもの。

5. 添付資料

- 別添 1 遊佐・酒田地区の共同漁業権区域内の入会概念図
- 別添 2-1 庄内浜の海共第 2 号共同漁業権区域内における酒田の漁業実態
- 別添 2-2 庄内浜の海共第 2 号共同漁業権区域内における遊佐・酒田入会操業海域の漁業実態
- 別添 3 酒田の漁場利用概念図
- 別添 4 酒田の漁具・漁法概念図

6. 参考文献等

- 1) 山形県ホームページ；【参考掲載】大学の研究者による遊佐地先の漁業実態に関する調査について(2018)
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenery/050016/yuzagyogyou.html>
- 2) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構ホームページNeoWins（洋上風況マップ）http://app10.infoc.nedo.go.jp/Nedo_Webgis/index.html
[アクセス2017.10.27]
- 3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項
- 4) 漁業法研究会編集：改訂3版漁業制度例規集, 大成出版社, p379（2013年）
- 5) 山形県庁ホームページ：海面における共同漁業の免許の内容たるべき事項等の決定, 山形県公報第2430号(平成25年3月26日), p386-387（2013）
http://www.pref.yamagata.jp/sm/kenkoho/pdf/koho2478_20130913.pdf?1509257129[アクセス2016.9.21]
- 6) 山形県漁協：山形県漁業協同組合合併50周年記念50年のあゆみ, p74-75（2016）
- 7) 山形県：漁業法第十一条の規定に基づく共同漁業の免許内容, 山形県公報号外（第四十二）(昭和38年5月7日), p2-6（1963）
- 8) 庄内総合支庁産業経済部水産課：山形県の漁具漁法（2007）
- 9) 山形県ホームページ：漁業の免許, 山形県公報第2478号（平成25年9月13日）, p995（2013）
http://www.pref.yamagata.jp/sm/kenkoho/pdf/koho2478_20130913.pdf?1509257129 [アクセス2016.9.21]
- 10) 山形県ホームページ：山形県海面漁業調整規則（昭和39年山形県規則第58号）
http://www3.e-reikinet.jp/yamagata-ken/d1w_reiki/339902100058000000MH/339902100058000000MH.html[アクセス2017.8.4]
- 11) 山形県ホームページ：平成29年度山形県の水産, p24-25, p31（2018）
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/sogoshicho/shonai/337049/H29suisan/29-75.pdf>
- 12) 水産業協同組合法（昭和23年法律242号）第78条